# 総合評価一般競争入札に関する質問・回答書

提出日:2023年11月17日

回答日	令和5年(2023年) 11月 24日
開札日	令和6年2月6日
業務名	令和6年度 犀川安曇野流域下水道維持管理 安曇野終末処理場他包括 運転管理業務
業務箇所	犀川安曇野流域下水道 安曇野市豊科田沢 安曇野終末処理場他
回答者	犀川安曇野流域下水道事務所

質問	回答
【05_契約書(案)】 (質問1) 第7条 [契約保証金の納付を免除する場合] 契約保証金の納付が免除となる実績要件について、入札説明書14(1)イの規定が適用されると考えてよろしいでしょうか。また、財務規則第143 条第3号及び入札説明書に記載の「種類及び規模をほぼ同じくする契約」について、本件施設の運転管理業務の契約は該当するとの理解でよろしいでしょうか。	(回答1) お見込みのとおりです。
(質問2) 第19条(緊急事態時の取扱い) (1)流入基準を逸脱する流入下水又は下 水処理機能に影響を与える毒物等の流入が あった場合について、毒物等とは何を想定 するかご教示願います。 また、「犀川安曇野流域下水道関連公共 下水道下水排除基準・除害施設設置基準一	(回答2) 毒物等は「犀川安曇野流域下水道 関連公共下水道下水排除基準・除害施設設置基準一覧表」の各項目で、基準値を超えるものを想定しています。 (但し、同基準一覧表()内の数値は除く。)

覧表」の各項目の許容限度を超える流入は 毒物等の流入に当てはまると理解してよろ しいでしょうか。

(質問3)

第29 条(著しく賃金又は物価が変動した 場合等)

3項に「物価指数等に基づき委託者及び受 託者協議の上定めるものとする」とありま すが、物価指数等について具体的に何を指 標とされているかご教示願います。

また、賃金水準については国土交通省が決定する公共工事設計労務単価の最新年度に おける電工単価を使用するとの理解でよろ しいでしょうか。

## (質問4)

別紙4 (有資格者の配置、作業主任者の選 任等第13 条関係)

及び【09\_運転管理業務要求水準書】別表 -7 (第14 条関係) 有資格者の基準 本件参加を検討している共同企業体では建 設業許可を取得しておりません。

建設業法適用修繕を行う場合は、本件受託者となった共同企業体を発注者とみなし、 建設業法に則り業者へ発注することも可能 という認識でよろしいでしょうか。

(質問5)

【06 契約書別紙】

別紙2 (4 業務委託料)業務委託の業務 区分他 (回答3)

第29条は「賃金等の変動に対する建設 工事標準請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル 「令和5年2月」](以下、「マニュアル」という)に準じた対応とします。

積算に使用する単価を用いた変動率等を物価指数の基本とします。なお、受託者の協議資料に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができます。

また、賃金水準についてはマニュアル に準じた対応とします。

(回答4)

建設業法では、工事1件の請負代金が 税込500万円に満たない工事は、「軽微 な建設工事」とされ、建設業法の許可を 必要としません。修繕等業務は250万円 未満(税込)の修繕に限るため、共同企 業体として建設業許可は不要です。

(回答5)

特記仕様書を正とします。

指定維持管理業務の名称について、契約書 別紙2/特記仕様書/閲覧設計書(委託費 総括内訳書/明細書)の記述に下記のとお り相違があります。正の名称をご教示願い ます。

契約書別紙 2	特記仕様	閲覧設計書
		委託費総括内
		訳書/明細書
ポリ鉄貯留槽タ	ポリ鉄貯留	ポリ鉄貯留タン
ンク浚渫業務	タンク浚渫	ク浚渫業務
	業務	
水位観測業務	観測孔水位	水位計観測業務
	点検業務	/地下水調査
生濃縮汚泥配管	生濃縮汚泥	生濃縮汚泥配管
分解清掃業務	配管分解洗	分解洗浄業務
	浄業務	
テレビカメラ調	管路施設テ	テレビカメラ調
査業務	レビ	查業務/不明
	カメラ調査	
	業務	

## (質問6)

別紙8 (流入下水及び放流水等に関する条件第16 条関係)

2水質に関する流入基準について、「ポンプ棟において採取した下水の水質とする。」とありますが、沈砂池棟に直接流入する穂高幹線からの流入下水の水質も同様に流入基準として扱われると考えてよろしいでしょうか。

### (質問7)

別紙15 (委託費の支払い第28 条関係)

1項に「変動費C業務」との記載がありま

# (回答6)

穂高幹線から異常流入があったものについては、別途、判断します。

## (回答7)

「変動費C業務」はありません。

すが、本箇所以外に記載が見当たりません。該当する費目がありましたらご教示願います。

## (質問8)

## 【07 閲覧設計書】

固定費@ 一 汚泥貯留槽MAP 除去業務 運搬費及び処分費の数量が3.87 t とあり ますが、この想定より実際の数量が多かっ た場合、設計変更での対応という理解でよ ろしいでしょうか。

## (質問9)

#### 別表7

各試験・測定について、本表に記載の項目、頻度、検体数等を参考に実施内容を受託者にて計画・提案し、委託者と協議を行うという認識でよろしいでしょうか。また、水質試験の表には、管理基準に設定されているアンモニア性窒素の記載がございません。試験実施の要否及び実施する場合の頻度をご教示願います。

## (質問10)

## 【08 仕様書】

場内・外整備(芝刈・除草)業務特記仕様 書

4業務実施時期(各年度)③場内除草工2の桜公園での薬剤散布について、閲覧設計書の単価書第14号表から、薬剤は支給されるとの認識でよろしいでしょうか。

また、同項⑤水管橋について、仕様書に記載がある穂高第1幹線の中曽根川水管橋・ 橋爪橋水管橋・大代橋水管橋、穂高第2幹 線の万水橋水管橋、穂高第3幹線の重柳橋

## (回答8)

対応については別途、協議します。

## (回答9)

設計書別表7を別添のとおり訂正します。

#### (回答10)

薬剤は委託者が支給します。

また、水管橋の対象は、穂高第3幹線の等々力橋付近の1箇所になります。別 途図面は縦覧資料に追加します。 水管橋・安曇野大橋水管橋の6箇所が対象 範囲という理解でよろしいでしょうか。 対象箇所が分かる地図及び箇所別の除草面 積をご教示願います。

## (質問11)

流量計点検業務特記仕様書

4項に「その他必要な項目」とありますが、受託者による維持管理上の必要性を踏まえた判断、若しくは委託者からの指示に基づき協議・合意の上での対応という理解でよろしいでしょうか。

## (質問12)

## 【09 運転管理業務要求水準書】

(別表−1) (第3条関係)主要な業務対 象施設の概要

「令和8 年度明科処理区接続予定の為、予想処理水量が増加します」とありますが、接続に伴う本業務対象施設の追加が生じる場合、設計変更が行われるとの認識でよろしいでしょうか。

また、現行の明科処理区委託者である安曇 野市様及び受託企業からの引継等が令和8 年度以前に実施されるとの理解でよろしい でしょうか。

### (質問13)

(別表-2) (第3条関係)主要設備 主要設備として記載されている終末処理場 の汚泥処理棟、穂高中継ポンプ場、有明中 継ポンプ場の電動弁について、該当する機 器の一覧をご提示願います。

## (回答 11)

お見込みのとおりです。

## (回答 12)

お見込みのとおりです。

また、引継等については別途、協議します。

#### (回答 13)

縦覧資料に追加します。

## (質問 14)

(別表 - 9) (第25 条関係) 運転操作監 視業務の内容

1中央監視室における監視、操作、記録等の作業(※)とありますが、※に該当する 注釈等が見当たりません。注釈等ございま したらご教示願います。

## (質問15)

(別表-11) (第27 条関係) 受託者が負担する物品

1項の修繕補修用材料、電気機械消耗品の 用途区分に該当する物品について、「一般 汎用品」との記載がありますが、特殊な電 動弁やメカニカルシール等は一般汎用品に は当たらず、当該物品が一般汎用品の範囲 に含まれるかは、都度協議が可能という理 解でよろしいでしょうか。

### (質問16)

(別表−14) (第30 条関係) 水質試験等 業務の内容

6災害、故障、事故及び異常流入等における水質等の分析及び報告について、標準とする周期は「必要の都度」とありますが、 受託者の判断によるものと考えてよろしいでしょうか。

また、測定回数が委託者の想定値を超えた場合は、設計変更での対応という理解でよるしいでしょうか。委託者としての想定値をご教示願います。

### (質問17)

7 その他委託者の指示による試験及び8 処理場及び流域幹線に異常流入があった場合

#### (回答 14)

※に該当するものはありません。

## (回答 15)

お見込みのとおりです。

#### (回答 16)

測定頻度は両者協議の上、決定します。

#### (回答 17)

お見込みのとおりです。

の原因調査について、委託者及び受託者の 協議・合意の上での対応という理解でよろ しいでしょうか。

## (質問18)

8 処理場及び流域幹線に異常流入があった場合の原因調査については、異常流入の内容を把握する初動対応までを範囲とし、異常流入水の排出者の特定を目的とする試験は本業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。

## (質問19)

(別表-15)(第31 条関係) 保守点検業務 の内容

2定期点検の「(各所堰、ゲート、扉、バルブ、弁については、月1回以上のその動作確認と、油脂類の交換、補充を含む)」について、対象設備は(別表-2)(第3条関係)主要設備に記載があるものと考えてよろしいでしょうか。

また、油脂類の交換、補充は月1 回以上ではなく、適宜実施という理解でよろしいでしょうか。

扉の動作確認について、本表16 施設の管理には「必要の都度」とあります。2の規定に関わらず、必要の都度との理解でよろしいでしょうか。

以上

### (回答 18)

異常流入水の排出者の特定を目的とする試験についても本業務の対象とします。なお、測定頻度は、両者協議の上、決定します。

## (回答 19)

対象設備には、主要設備及びそれらに 付随する補機類も含みます。

また、油脂類の交換、補充は要求水準 書別表-15の記載とおりとして下さい。

また、施設に付帯する扉の動作確認は「必要の都度」です。

#### 水質試験

<u>水質試験</u>														
	採取場所		流域幹線	終末処理場				なじみ	<b>⊁水路</b>					
		豊科	掘金	穂高	処理場	反応槽		最終	沈殿池 奴	L理水		放流渠	水路中間	水路出口
項 目(単位)		幹線	幹線	幹線	流入水	流入水	(1系)	(2系)	(3系)	(4系)	(5系)	放流水	(暗渠出口)	(犀川合流)
採取時刻		年4	年4	年4	日1	日1	日1 ※1	目1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	日1	月1	月1
水温	$_{\mathbb{C}}$	年4	年4	年4	日1	日1	日1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	∃1 ※1	月4	月1	月1
外観		年4	年4	年4	日1	日1	日1 ※1	目1 ※1	目1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	日1	月1	月1
臭気		年4	年4	年4	月1							月2	月1	月1
透視度	度	年4	年4	年4	日1	日1	日1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	B1 <b>※</b> 1	日1	月1	月1
pH	~	年4	年4	年4	日1	日1	日1 ※1	_	日1 ※1	日1 ※1	日1 ※1	日1	月1	月1
DO	mg/l	1 1	1 2	1.1	HI	HI	H1 /•\1	H1 /•\1	H1 /•\1	H1 /*\1	H1 /•\1	月4	月1	月1
電気伝導度	mS/m	年4	年4	年4	月1							71.4	月1	月1
						П 4	F 4 1/2 1	H 4 1/2 1	F 4 1/21	H 4 × 1	F 4 1/2 1	Π 4		
BOD	mg/l	年4	年4	年4	月4	月4	月4 ※1	月4 ※1			月4 ※1	月4	月1	月1
COD	mg/l	年4	年4	年4	日1	日1			隔日※1※			日1	月1	月1
SS	mg/l	年4	年4	年4	日1	日1		1	隔日※1※	2		日1	月1	月1
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l				月1							月2		
全窒素	mg/l				月4	月4	月4 ※1	_		月4 ※1		月4		月1
全りん ※3	mg/l				月2	月1	月1 ※1	月1 ※1	月1 ※1	月1 ※1	月1 ※1	月2		月1
フェノール類	mg/l	(#)	(#)	(#)	月1							月2		年4
銅含有量	mg/l	(#)	(#)	(#)	月1							月2	L	年4
亜鉛含有量	mg/l	(#)	(#)	(#)	月1							月2		年4
溶解性鉄含有量	mg/l	(#)	(#)	(#)	月1							月2		年4
溶解性マンガン含有量	mg/l	(#)	(#)	(#)	月1							月2		年4
クロム含有量	mg/l	(#)	(#)	(#)	月1							月2		年4
カドミウム及びその化合物	mg/l	(*)	(*)	(*)	月1			1				月2		年4
シアン化合物	mg/l	(*)	(*)	(*)	月1							月2		年4
有機りん化合物	mg/l	( 17)	( 1- /	( 17)	月1※3			+		<del>                                     </del>		月2※3	<del>                                     </del>	年4※3
41級がたに日48 鉛及びその化合物	mg/l	(*)	(*)	(*)	月1次3			+		<u> </u>		月2次3		年4
六価クロム化合物	mg/l	(\$)	(\$)	(\$)	(\$)							(\$)		(\$)
ひ素及びその化合物		(*)	(*)	(*)	月1							月2		年4
	mg/l			` '										
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化		(*)	(*)	(*)	月1							月2		年4
アルキル水銀化合物	mg/l	(\$)	(\$)	(\$)	(\$)							(\$)		(\$)
PCB(ポリ塩化ビフェニル)	mg/l				月1							月2		年4
トリクロロエチレン	mg/l				月1							月2		年4
テトラクロロチレン	mg/l				月1							月2		年4
ジクロロメタン	mg/l				月1							月2		年4
四塩化炭素	mg/l				月1							月2		年4
1,2-ジクロロエタン	mg/l				月1							月2		年4
1,1-シ゚クロロエチレン	mg/l				月1							月2		年4
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l				月1							月2		年4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l				月1							月2		年4
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l				月1							月2		年4
1,3-ジクロロプロペン	mg/l				月1							月2		年4
チウラム	mg/l				月1							月2		年4
シマジン	mg/l				月1							月2		年4
チオベンカルブ					月1							月2		年4
	mg/l							+		-		_	-	
ベンゼン	mg/l		()	()	月1			1		-		月2	-	年4
セレン及びその化合物	mg/l	(*)	(*)	(*)	月1			1				月2	-	年4
ほう素及びその化合物	mg/l	(*)	(*)	(*)	月1			1		-		月2		年4
ふっ素及びその化合物	mg/l	(*)	(*)	(*)	月1			1				月2		年4
1,4-ジオキサン	mg/l				月1			1				月2		年4
よう素消費量	mg/l	年4	年4	年4										
大腸菌群数	個/cm³				年4							月4		年4
病原性大腸菌 O-157												必要時		
アルカリ度	mg/l					月1			月1				1	
アンモニア性窒素	mg/l				月2	月2	月4 ※1	月4 ※1	月4 ※1	月4 ※1	月4 ※1	月2		
亜硝酸性窒素	mg/l				月2	月2		月4 ※1				月2		
硝酸性窒素	mg/l				月2	月2		月4 ※1				月2		
残留塩素	mg/l				.,,,,	,,,,		/ / / / /				週2	月1	月1
S-BOD	mg/l							1				7	74.1	74.1
C-BOD	mg/l						日9 ※1	月2 ※1	日9 ※1	日9 ※1	日9 ※1	月4	月1	月1
					年 4								71	力1
りん酸態りん	mg/l				年4		ді ЖІ	月1 ※1	Д1 Ж1	ді XXI	ді ЖІ	月2	-	
ニッケル又はその化合物	勿 mg/l				年4			1				年4		
													1	

備考

- 1 頻度の表記:日1は平日1回/日、週1は1回/週、月1は1回/月、月2は2回/月、月4は4回/月、年4は4回/年を意味する。
- 2 (\$):クロムが検出された場合に六価クロムを測定し、水銀が検出された場合アルキル水銀を測定する。
- 3 (\*)及び(#):流域幹線の各項目については、流入水試験の各項目の測定結果が放流水の排水基準値の10%(\*印)及び50%(#印) を超えた場合に、該当した項目について測定する。
- 4 必要時: 当流域下水道を使用する自治体内でO-157患者が発生した際に測定。
- 5 各幹線の採水場所は、豊科幹線が豊12MH、堀金幹線が掘4MH、穂高幹線が穂高中継P場とする。
- 6 隔日と標記がある場合は、使用している系列について平日一日おきに測定することを意味する。
- 7 月4は検査の間隔を4日以上開けて実施する。

#### 【注】

- ※1 使用している系列について試験を実施する。ただし、反応槽出口の水が2系列以上の終沈に流入する場合には、どちらか一方の終沈の処理水を測定することとする。
- ※2 使用している系列を交互に測定すること。
- ※3 自ら測定する場合は。特定行政庁から特定毒物研究者の許可を取得すること。

#### 活性汚泥試験

1017171000										
	採取場所	活	· 性	汚	泥	返送汚泥	最終沈殿池			
		反応槽	反応槽	反応槽	反応槽	返送ピット	1系1,2			
項 目(単位)		1,2系1槽目	1,2系2槽目	1,2系3槽目	1,2系4槽目	1,2系	2系1,2			
採取時刻		隔日	隔日	隔日	隔日	週1				
泥温	$^{\circ}$	隔日	隔日	隔日	隔日	週1				
рН		隔日	隔日	隔日	隔日	週1				
外観		隔日	隔日	隔日	隔日					
ML(RS)SS	mg/l		隔日		隔日	週1				
ML(RS)VSS	mg/l		月1		月1	月1				
ML (RS) VSS/ML(RS)S	%		月1		月1	月1				
SV	mg/l		隔日		隔日					
SVI	ml/g		隔日		隔日					
MLDO	mg/l	隔日	隔日	隔日	隔日					
ORP	mV	隔日	隔日	隔日	隔日					
生物検鏡					週1					
汚泥界面	cm						日1以上			
		1 頻度の表記:日1以上は毎日1回以上、週1は1回/週、月1は1回/月を意味する。								
		이 병급 ) 공항 205 회면 시 2 분명이 가는 학생님이 이 그 교육 등 사람이 있는 선생님이 함께 되었다.								

備考

2 隔日と表記がある場合は使用している系列について平日1日おきに行うことを意味する。

	採取場所	活	性	汚	泥	返送汚泥	最終沈殿池			
		反応槽	反応槽	反応槽	反応槽	返送ピット	3系1,2			
項 目(単位)		3,4系1槽目	3,4系2槽目	3,4系3槽目	3,4系4槽目	3,4系	4系1,2			
採取時刻		隔日	隔日	隔日	隔日	週1				
泥温	$^{\circ}\! \mathbb{C}$	隔日	隔日	隔日	隔日	週1				
рН		隔日	隔日	隔日	隔日	週1				
外観		隔日	隔日	隔日	隔日					
ML(RS)SS	mg/l		隔日		隔日	週1				
ML(RS)VSS	mg/l		月1		月1	月1				
ML (RS) VSS/ML(RS)SS	%		月1		月1	月1				
SV	mg/l		隔日		隔日					
SVI	ml/g		隔日		隔日					
MLDO	mg/l	隔日	隔日	隔日	隔日					
ORP	mV	隔日	隔日	隔日	隔日					
生物検鏡					週1		·			
汚泥界面	cm						日1以上			
		1 頻度の表記・日1以上は毎日1回以上 週1は1回 / 週 日1は1回 / 日を音味する								

1 頻度の表記:日1以上は毎日1回以上、週1は1回/週、月1は1回/月を意味する。

備考

2 隔日と表記がある場合は使用している系列について平日1日おきに行うことを意味する。

	採取場所	活	· 性	汚	泥	返送汚泥	最終沈殿池
		反応槽	反応槽	反応槽	反応槽	返送ピット	5系1,2
項 目(単位)		5系1槽目	5系2槽目	5系3槽目	5系4槽目	5系	
採取時刻		隔日	隔日	隔日	隔日	週1	
泥温	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	隔日	隔日	隔日	隔日	週1	
рН		隔日	隔日	隔日	隔日	週1	
外観		隔日	隔日	隔日	隔日		
ML(RS)SS	mg/l		隔日		隔日	週1	
ML(RS)VSS	mg/l		月1		月1	月1	
ML (RS) VSS/ML(RS)SS	s %		月1		月1	月1	
SV	mg/l		隔日		隔日		
SVI	ml/g		隔日		隔日		
MLDO	mg/l	隔日	隔日	隔日	隔日		
ORP	mV	隔日	隔日	隔日	隔日		
生物検鏡					週1		
汚泥界面	cm						日1以上
		1 頻度の表記・	日1以上け毎日	1回以上 週1/2	11回/週 月11 <sup>1</sup>	1回/目を音味	する

1 頻度の表記:日1以上は毎日1回以上、週1は1回/週、月1は1回/月を意味する。

備考

2 隔日と表記がある場合は使用している系列について平日1日おきに行うことを意味する。